

春日部市長

石川 良三 様

2021年度 予算要求書

2020年11月9日

日本共産党春日部市議会議員団

団 長 松本 浩一

幹 事 長 並木 敏恵

卯月 武彦

大野とし子

今尾 安徳

目 次

《2021年度予算要求書の提出にあたって》

【1】新型コロナウイルス感染症対策の強化	(5項目、細目37)	p1
【2】保健・福祉の充実		p4
(1) 介護保険の充実	(18項目、細目11)	
(2) 高齢者福祉の充実	(20項目、細目4)	
(3) 国民健康保険の充実	(11項目)	
(4) 児童福祉の充実	(18項目、細目12)	
(5) 障害者福祉の充実	(24項目、細目12)	
(6) 市立医療センターの充実	(19項目)	
(7) 健康・保健の充実	(15項目、細目4)	
(8) 生活保護制度等の充実	(5項目、細目9)	
(9) 市民生活の充実	(6項目)	
【3】地震災害・放射能汚染対策の強化	(15項目、細目13)	p14
【4】良い生活環境をつくるために		p15
(1) まちづくり	(19項目、細目13)	
(2) 環境問題	(17項目、細目3)	
(3) 河川対策	(6項目)	

(4) 道路整備など (18 項目)

【 5 】市民の教育権を保障し芸術、文化、スポーツの民主的発展のために p 20

(1) 学校教育 (41 項目、細目 5)

(2) 社会教育など (12 項目、細目 24)

【 6 】地域産業の総合的発展・雇用の拡大・市民生活防衛を p 24
(26 項目、細目 8)

【 7 】地方自治を拡充し住民参加の民主的地方行政をめざして p 26
(26 項目)

【 8 】地方財政を改革し、自主財源を充実するために (8 項目) p 28

《 2 0 2 1 年度予算要求書の提出にあたって》

新型コロナウイルスの感染急拡大は、きわめて憂慮すべき事態となっています。春日部市においても、10月30日現在、累計で238人の感染者が確認されており、市民の中に大きな不安が広がっています。感染の急激な拡大が、医療の逼迫、さらに医療崩壊を引き起こし、救える命が失われることが、強く懸念されます。

現在の感染急拡大を抑止するには、PCR検査を文字通り大規模に実施し、陽性者を隔離・保護するとりくみを行う以外にはありません。日本のPCR検査の人口比での実施数は、世界で150位台であり、この異常な遅れを緊急に改善するために、政府が、自治体、大学、研究機関、民間の検査会社など、あらゆる検査能力を総動員し、速やかに取り組むことが求められています。コロナ患者を受け入れる病床の確保を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の減収補償と、減収によって医療従事者の待遇が悪化しないよう、思い切った財政的支援を政府の責任で行うことを求める必要があります。市としても、感染拡大を食い止め、終息にむけて最大限の取り組みが求められています。

地域経済の落ち込みは深刻です。感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、徹底した感染防止対策の下での経済活動への支援が必要です。

同時に、春日部駅の鉄道高架事業や北春日部の土地区画整理事業、赤沼の産業団地建設、新庁舎移転建てかえなどの都市基盤の再整備を着実にすすめるとと

もに、教育・文化・スポーツなどに力を入れ、学校給食費の無償化など、子育て支援を行い、魅力ある市にすることが重要です。

地方自治体の任務は福祉の増進を図ることであり、今、春日部市に必要なことは、コロナウイルス感染症対策とともに、市民の負担を可能なかぎり軽くして、人口減少に歯止めをかける抜本的な施策を推進することが重要です。

また、近年の台風、集中豪雨などの風水害が多くなっています。市民が安全に、安心して生活できるよう対策を講じていくことが必要です。

日本共産党市議団は、2021年度予算編成にあたり各種団体と懇談をおこない、様々な要求をくみ上げてきました。

本日、329項目の「2021年度予算要求書」として提出しますので、すみやかに実現するよう強く求めます。

【1】新型コロナウイルス感染症対策の強化

- 1 感染拡大を抑止するために国や県に対して、下記の取り組みを緊急に行うよう強く求めること。

感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者の全体に対して、PCR等検査を実施すること。これらの大規模で網羅的な検査を行う目的は、診断目的でなく防疫目的であること、すなわち無症状者を含めて「感染力」のある人を見つけ出して隔離・保護し、感染拡大を抑止し、安全・安心の社会基盤をつくるであることを明確にして取り組むこと。

感染状態の情報開示は、あらゆる感染対策の土台となるため、地域ごとの感染状態がどうなっているのかの情報を住民に開示すること。

医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR等検査を行うこと。必要に応じて、施設利用者全体を対象にした検査を行うこと。

検査によって明らかになった陽性者への隔離・保護・治療する体制を緊急につくりあげること。無症状・軽症の陽性者を隔離・保護するための宿泊療養施設の確保を緊急に行い、自宅待機を余儀なくされる場合には、生活物資を届け、体調管理を行う体制をつくること。

中等症・重症のコロナ患者を受け入れる病床の確保を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の減収補償は急務

である。減収によって、医療従事者の待遇が悪化するなどは絶対に許されない。医療従事者の処遇改善、危険手当の支給、心身のケアのために、思い切った財政的支援を政府の責任で行うこと。

今回の新型コロナウイルス感染病床の約 6 割を公立病院が担っている状況のもとで、公立・公的立病院の再編統合計画を撤回すること。

保健所の増設と専門職員の増員、機能強化をはかるための対策を講じること。

子どもたちを感染から守り、学びと豊かな学校生活を保障するために、少人数学級を早急に実施すること。

2 市内事業者への支援については下記のようにすること。

市の制度融資限度額の引き上げや無利子にするなど、さらに拡充し、最大限の配慮を行うこと。

感染の影響で売上が減少している市内事業者に向けて、国や県、金融機関の融資など、各種支援を周知し、最大限の対応を図ること。また、市独自の支援も実施すること。

学校給食の市内食材納入業者や、チェーン店以外の市内飲食店等の減収分について補助を行うこと。

営業収入が落ち込んだ事業者には、各種税金や公共料金の支払いの猶予制度を活用するよう積極的に周知すること。また、支払えない場合は減免制度を積極的に適用し、厳しい督促を行わないこと。

3 市民への対応については、下記のようにすること。

小中学校の長期休校による児童・生徒の心のケアについて、教員、さわやか相談員などによる相談を積極的に実施すること。

閉じられた環境での生活の長期化によるDVや虐待防止対策を講じること。

長期の外出抑制が続く中、一人暮らしの高齢者や障がい者に鬱病の症状者に対して、地域包括支援センターや保健師等による相談を実施し、福祉施設を支援し、高齢者や障がい者とその家族の健康管理に努めること。

収入が落ち込んでいる世帯に市県民税・国保税・介護保険、上下水道料金等の徴収猶予を周知するとともに、猶予けでは立ち行かない世帯には減免制度を周知して積極的に適用すること。

収入減により、生活が困難になった方については、社会福祉協議会の資金を活用することはもちろん、必要な場合の生活保護申請については、国からの通知にもとづき積極的に適用すること。

家計の急変に応じて就学援助制度を適用すること。

放課後児童クラブの基準は一人当たり1・65平方メートル、1クラス40人で「3密」が起こりやすい状態なので、空き教室などを利用し、常勤支援員を増員して緊急事態に児童を守る役割をしっかりと果せるようにすること。

集会や会議はもちろん、文化・芸術・スポーツなどの活動は活力の一要素で必要不可欠であるため、コロナ禍の特殊事情に鑑み、公共施設の使用料を減額し、入場制限 50% の場合は使用料金を半額にするなどの対応を行うこと。

インフルエンザ予防接種を、市民全員を対象に無料とすること。

4 小・中学校の教育への対応については、下記のようにすること。

児童・生徒の感染不安解消のために全教職員への定期的な PCR 検査を実施すること。

職員室の 3 密状態を改善すること。

土曜授業はやめること。

部活動の朝練や、小学校の朝運動はやめ、児童・生徒、教職員がゆとりをもって生活ができるようにすること。

ゆとりを持った授業時間を確保することと、児童・生徒が主体的に活動する行事（運動会や体育祭など）を優先するために、スーパー元気さわやか集会や 3 デーズなどはやめ、校外行事は必要最低限度にすること。

なぜ、どんな時にマスクが必要なのかなどの知見を共有し、登下校時、体育時などはマスクを取り外してもよいことなど、主体的、科学的感染症に向き合えるようにすること、また、熱中症にならないように配慮し指導すること。

児童・生徒の感染防止のために、トイレ、流しなどの清掃、机などの消毒作業のための職員を配置すること。児童・生徒による清掃は感染防止に配慮したものにする。

、土曜授業による教職員の超過勤務の振り替えが確実に取れるようにすること。

感染防止とゆとり・自主研修確保のため、教職員の市外への出張は極力取りやめること。

消毒液や石鹸、マスク、非接触体温計などの必要な物資を確保すること。

5 市役所の対応については下記のようにすること。

職員で妊婦や基礎疾患のある方の自宅待機や時短勤務を行い、職員の健康リスクの軽減に努めること。不足する職員については、これまでに退職された方に声をかけ、即戦力としてのスキルを活用すること。

市の事業で不急のものについては、次年度以降に先送りするなど業務縮小をし、新型コロナウイルス感染予防対策の最前線となる課に職員を増員し、適切な休暇をとりながら交代で業務にあたる体制を緊急に整えること。

聴覚障害者、知的障害者など情報を把握しにくい市民に対して、手話通訳、文字情報、パンフレット等にふりがなを振るなど、十分な情報が提供できる体制を確保すること。

市立医療センターへの財政的支援を行うとともに、診療体制が確保できるようにあらゆる支援を行うこと。

【 2 】 保健・福祉の充実

(1) 介護保険の充実

- 1 介護を必要とする人には、必要なサービスが受けられるようにするため、国に対して、下記の事項について要求すること。
 - 国の負担は4分の1から介護保険発足時前の2分の1に戻すこと。
 - 利用者の負担を廃止すること。
 - 要支援も引き続き専門職によるホームヘルプとデイサービスが利用できるようにすること。
 - 要介護1、2についても特別養護老人ホームへの入居を認めること。
 - 要介護1、2の生活支援や通所介護の「保険外し」などをやめ、安心・安全の介護保険制度に充実すること。
 - 利用時間・回数を制限せず、十分確保すること。特に家事援助は60分にもどすこと。
 - 介護労働者の賃金（報酬）を大幅に引き上げること。
 - 「ホテルコスト」の徴収をやめること。
 - 包括支援センターをふやし、職員の増員をすること。
 - 介護施設にリハビリ専門の職員を配置すること。
 - 年金から保険料の天引きは、希望者のみとすること。
- 2 2017年度から完全実施された市の「介護予防・日常生活支援給付事業」（新しい総合事業）において、要支援も引き続き専門職によるホームヘルプとデイサービスが利用できるようにすること。
- 3 基金を活用して、低所得者の介護保険料を引き下げ、所得段階をさらに細分化すること。
- 4 介護報酬引き下げによる影響調査をおこなうこと。
- 5 要介護1以下の福祉用具の貸与については、市の助成をおこなうとともに、手続きを簡素化すること。
- 6 住民税非課税者の利用料減免を施設利用者も含めて拡充し、低所得者の保険料の減免をさらにおこなうこと。
- 7 社会福祉協議会の常勤ヘルパー、および登録ヘルパーも含め専門職として身分保障すること。また、介護従事者の身分保障を他の事業所にもはたらきかけること。

- 8 認定者、利用者、介護従事者のリアルな声を反映させるヒアリングなどを含む実態調査をおこなうとともに職員の現場研修をおこない、制度の改善に役立てること。
- 9 特別養護老人ホームの建設など、基盤整備を早急にすすめ、3月31日現在249名の待機者をなくすこと。
- 10 生活保護者も個室に入居できるようにすること。
- 11 認定にあたっては、本人の生活実態を反映したものにする事。
- 12 相談に細やかに対応するため「相談の窓口」を市に置くこと。
- 13 事業所の相談に適切かつ具体的に応じること。
- 14 高額介護サービス費の手続きを簡素化すること。
- 15 療養病床の削減はおこなわないよう国・県にはたらきかけること。
- 16 認知症対応の施設を増設すること。
- 17 特別養護老人ホームにおける障害致死事件が二度とおこらないよう必要な対策を講ずること。
- 18 介護保険の対象となっていない民間施設の実態調査をおこない適切な措置をおこなうこと。

(2) 高齢者福祉の充実

- 1 後期高齢者医療制度をすぐに廃止するよう国に要求すること。当面、市独自で保険料を1人5000円引き下げる事。低所得者に対する減免を国に要求すること。
- 2 年金の引き上げと最低保障年金制度の創設、及び毎月支給するよう国に要求すること。
- 3 介護認定から外れる高齢者も希望によりサービスを受けられるようにすること。
- 4 配食サービスは、自己負担を引き下げて、病気にも適用できる給食を毎日昼・夕食実施し、希望者全員を対象とするとともに、地元業者の参入をはかること。
- 5 高齢者の健康づくり、生きがいづくりを、憩いの家・あしすと春日部・ゆっく武里を活用してすすめること。庄和地域の憩いの家は早急に建て替えて充実すること。薬師沼憩いの家のカラオケを新しくすること。
- 6 重度要介護高齢者手当を拡充するとともに、長寿祝い金(敬老祝い金)を削減前にもどし、77歳、88歳、99歳、100歳以上に支給すること。支給日は、誕生日とすること。
- 7 住宅のバリアフリー化への改修や、耐震補強、中・高層階から一階への住み替え等に、補助制度を設けること。

- 8 多くの人が参加したくなる敬老会とし、各地区ごとの開催を検討すること。協賛品(試供品)の配布をやめ、今年度と同様に敬老祝品を全員に配布するとともに、参加できるようバスを配車すること。
- 9 シルバー人材センターは、市の職員を配置して下記のようにすること。
 - 市の発注を大幅に増やすこと。
 - 事業内容を市民に広く紹介すること。
 - 市民からの需要を拡大するなど、就労の場を拡大すること。
 - 低い「配分金」を引き上げること。
- 10 民間憩いの家への補助制度(家賃、運営費など)をつくとともに、空き店舗などを借り上げて高齢者が気軽に集える場を数多くつくること。
- 11 高齢者の「ふれあい食事会」を充実すること。
- 12 路線バスに、「高齢者割引制度」をつくること。
- 13 入浴設備のある大池憩いの家、薬師沼憩いの家、寿楽荘、幸楽荘への送迎バスの運行を毎週1回以上行うこと。
- 14 豊春、内牧地区に高齢者福祉施設をつくとともに、すべての高齢者施設に常勤職員を配置すること。
- 15 ゴミだしを希望する高齢者世帯等に個別収集をおこなうこと。
- 16 高齢者虐待への対応と防止を積極的におこなうこと。
- 17 虚弱な高齢者、運転免許返納者に福祉タクシー券を支給すること。
- 18 難聴者に対する補聴器購入の補助制度をつくること。
- 19 高齢者の「訪問理美容」に対して補助をおこなうこと。
- 20 緊急通報委システムは、携帯電話でも設置できるようにすること。

(3) 国民健康保険の充実

- 1 国の財政負担を50%に増やすとともに、公費1兆円の投入するよう強く要望すること。
- 2 高すぎる国保税は、1人1万円引き下げるとともに、子どもの均等割(年4万4100円)を減免すること。また、多子世帯への軽減をおこなうこと。
- 3 病気・失業・営業不振、低所得などの理由で減免できるように減免基準を明確にすること。また、減免申請書を窓口に置くこと。
- 4 短期保険証の発行はとりやめ、無条件に郵送すること。
- 5 滞納者には職員が必ず訪問して生活実態をつかんで対応すること。
- 6 分納誓約の差し押さえ条項はやめること。
- 7 引き続き資格証明書の発行はおこなわないこと。
- 8 市立医療センターで低所得者等医療費対策補助金を活用すること。
- 9 国保税の納入を10回とすること。

- 10 保養所宿泊費補助を4000円にもどすこと。(現在2000円)
- 11 人間ドックの補助を復活すること。

(4) 児童福祉の充実

- 1 こども医療費は、通院も高校卒業まで無料とし、入院給食費も無料とすること。
また、国に対しては、こども医療費無料化制度の創設を、県に対しては拡充を働きかけること。
- 2 市の責任で質の高い保育を実施することを基本に、特に下記のようにすること。
資格を有する保育士を配置すること。
地域型保育施設などにおいても、認可保育所と同じ設置基準とすること。
保育所の入所にあたっては、直接契約ではなく、市がおこなうこと。
- 3 0から2歳児の保育料を無料にするとともに、3から5歳児の給食費を無償とすること。
- 4 保育所の指定管理者制度はやめること。
- 5 老朽化した保育所を計画的に建て替えること。公立保育所を増設し保育所の2月1日現在99名の待機児童(入所保留児)をなくすこと。すべての保育所で0歳児保育を行い、希望する保育所に入所できるようにすること。また、病児保育を実施し、障害児保育を充実すること。
- 6 保育士は正規職員とし、看護師または保健師を配置すること。
- 7 育休中も受け入れること。
- 8 市立保育所では、給食調理の民間委託をやめること。
- 9 合同保育を解消することなど、保育内容の充実をはかること。
- 10 無認可保育所の実態を調査し、適切な指導援助をおこなうこと。
- 11 放課後児童クラブの指定管理者制度はやめ、直営にして下記のようにすること。
支援員は、週40時間勤務の常勤の正規職員とし、複数配置するとともに、児童25人に1人を配置すること。
保育料は無料にすること。
希望するすべての子どもが入所できるようにすること。
1 施設の人数を40人以下とし、一人当たりの面積を基準通りとして早急に施設の整備をはかり、子どもの遊びと生活が保障されるようにすること。不足しているトイレを増設すること。
賃金など専門職にみあった待遇とするとともに、研修が十分おこなえるようにすること。
運営は子ども・父母・指導員の意見を十分に取り入れること。

民間学童保育所運営の実態にみあった補助の増額をおこなうこと。
冷蔵庫や洗濯機、コピー機、印刷機などの備品を整備すること。
職員室（事務室）を設置すること。

- 12 児童センターは、利用者の声を生かして改善するとともに、指定管理者制度はやめること。
- 13 小学校区ごとに児童館を設置すること。当面、武里・豊春地域に新設し、庄和地域に再建すること。
- 14 子どもたちがのびのび主体的に遊べるプレイパークの設置や、「ちびっこ広場」を増やすこと。
- 15 子育て支援センターを増設するとともに、指定管理者制度はやめること。
- 16 児童虐待を防ぐため体制の充実をはかること。
- 17 3歳未満児におむつを支給すること。
- 18 「子どもの貧困」の実態を調査し、対策を講ずること。

(5) 障害者福祉の充実

- 1 中度・重度の心身障害者の就労・生活訓練の場を確保すること。
- 2 障害者支援施設（入所施設等）をつくること。市が積極的に民間事業者に働きかけて土地の提供や資金援助など、十分な支援をおこない建設を促進すること。
- 3 児童発達支援センターふじ学園の指定管理者制度はやめて、下記のようにすること。
 - 3 障害すべての児童を受け入れ、センターとしての機能をもつ施設とすること。特に、医療的ケアを必要とする重症心身障害児を受け入れること。
 - 療育にあたる専門職員（臨床心理士、理学療法士、作業療法士、看護師など）を常時配置すること。
 - 療育相談ができるようにすること。
 - 療育時間は、保育所と同様とすること。
 - 民間の児童発達支援センターに運営費補助をつくること。
- 4 母子通園事業を再開し、障害者福祉課窓口で周知するとともに、重度心身障害児にも対応できるようにすること。
- 5 リフトカーの台数を増やすこと。また、利用は身障1級と限定せず、必要とする障害者に対して利用できるようにすること。
- 6 重度心身障害者医療費助成制度で、65歳以上で重度心身障害者になった人の医療費助成の復活と所得制限の廃止を県に申し入れること。それまでの間は市が助成すること。

- 7 在宅重度心身障害者手当の対象者を3級以上とすること。所得制限をなくし、国の3手当(特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当)受給者も対象とすること。入院給食費を無料に戻すこと。
- 8 障害者の緊急一時保護制度化を急ぎ、サポート事業については下記のようにすること。
 - 利用時間数を150時間から大幅に増やすこと。
 - 成人減免を実施すること。
 - 児童の場合も、前年度の所得に関係なく、生活保護適用時から減免対象とすること。
- 9 全身性障害者介護人派遣事業の利用条件は、障害者手帳の1級から3級とし、利用時間の拡大をはかること。また、療育手帳保持者で常時介護を必要とするA・Aを対象とする介護人派遣事業を創設すること。
 - 介護人の報酬の一時間あたりの単価を引き上げること。
- 10 県立特別支援学校に幼稚部を誘致することとともに、過密解消するように県に申し入れること。
- 11 手話言語条例を制定するとともに、聴覚障害者関係施策を充実すること。
 - 手話通訳者を育成するため、毎年「通訳者養成講習会」を開催するなど、手話通訳者を拡充すること。
 - 難聴者・中途失聴者対象の手話講習会を開催すること。
 - 職員の手話通訳者を障がい者支援課に早急に配置すること。
 - 要約筆記者養成講習会を開催すること。
- 12 電話ファックスや携帯電話など、必要な器具類の基本料金等を聴力障害者をはじめとするすべての障害者と手話通訳者に全額補助すること。
- 13 障害者が病気の時に対応できるシステムをつくること。
- 14 障害者の雇用を市がすすんでおこない、企業の障害者雇用率を引き上げるようはたらきかけること。
- 15 福祉タクシー券を40枚、燃料券を20枚にし、要介護認定者にも適用するなど拡充をはかり、初乗りに限らず利用できるようにすること。
- 16 障がい者支援課に、障害者福祉に精通した専門職員を2人以上配置すること。
- 17 障害者相談支援事業を拡充すること。
- 18 巡回専門員整備事業を継続し、専門員を増員して回数を増やすなどの充実をさせること。
- 19 グループホームへの入居者に対する市独自の補助制度をつくること。
 - また、行動障害などの利用者を受け入れている場合の運営費補助をおこなうこと。
- 20 重度心身障害児(者)のショートステイ先を、市の責任で早急に市内に確保すること。
- 21 ヒアリンググループを市の窓口など、公共施設に設置すること。
- 22 春日部駅西口トイレを早急に多機能型トイレに整備すること。

(6) 市立医療センターの充実

- 1 医師（条例定数 74 名）・看護師（条例定数 356 名）・理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士などの専門職員や看護助手を確保し、患者にやさしい、よい医療を提供すること。看護助手は正規職員とすること。
- 2 救急体制の充実、精神科、障害児・者の受け入れなど、すべての市民が安心して利用できる病院にすること。
- 3 発達障害に対応する機能を確保すること。
- 4 看護専門学校は、市立医療センターの近くに移転・新築し、定員を増やして看護師の養成をすること。
- 5 入院患者の療養を十分保障するとともに、転院にあたっては責任をもって紹介すること。
- 6 退院後の患者に往診・訪問看護等を充実させること。
- 7 医療事故の教訓をいかし再発防止に努めること。
- 8 健康診断など予防医療を充実させること。
- 9 在宅療養診療所の積極的な指定をおこなうなど、病診連携を図ること。
- 10 ケースワーカーの増員をはかり、さらに相談活動を充実すること。
- 11 他の医療機関に受け入れられない障害者の診療の受け入れ体制を充実し、すすんで受け入れること。
- 12 「独立行政法人化」や民営化はしないこと。
- 13 職員の超過勤務やサービス残業をなくすなど、労働条件の改善をはかること。
- 14 必要な職員は、嘱託など不安定な臨時職員でなく正規職員として採用すること。
- 15 手話通訳者を配置すること。
- 16 駐車場の地下にある自転車等の駐輪場を地上に設置すること。
- 17 駐車場は無料にすること。
- 18 県に地域周産期母子医療センターの認可申請をおこなうこと。
- 19 トイレにエアータオルの設置、またはペーパーを備えること。

(7) 健康・保健の充実

- 1 保健師を大幅に増員し、地域ごとの予防活動を充実させること。また、庄和総合支所に保健師を配置すること。
- 2 「特定健康診査」は、無料とすること（40～74 歳 1100 円、75 歳以上 800 円）。35 歳以上を対象とする市独自の健診制度をつくり、健診期間を通年

とすること。聴力検査・視力検査も行うこと。また、通知を早く発送し、検査内容を充実すること。がん検診、循環器検診も同様とすること。

- 3 妊婦健診の無料は14回を継続し、多胎健診は必要な回数を無料にすること。
- 4 2歳半健診を新設するなど乳幼児健診体制を充実し、障害の早期発見・治療をはかるとともに、安心して相談が受けられるようにこと。
- 5 あしすと春日部、ゆっく武里には、保健・福祉の専門職員を配置し、責任ある管理運営をおこなうこと。ゆっく武里は、寝たきり予防や介護教室、乳幼児の健康診断、予防接種、出産・育児相談、健康教室などの保健事業を抜本的に充実させること。
- 6 庄和保健センターに職員を配置すること。
- 7 小児救急平日夜間診療部は、市民に周知し、受け入れを促進する対策を講じること。また、土・日曜日、休日もおこない、夜の12時まで時間を拡大するなど充実させること。
- 8 インフルエンザ予防接種を無料とすること。
- 9 高齢者の肺炎球菌ワクチンは2回目以降も無料にすること。
- 10 任意となっている乳幼児の予防接種を無料とすること。
- 11 がん検診に前立腺がんを加え、40歳以上無料の歯科検診を実施すること。
- 12 不妊治療に対する助成金を引き上げ拡充すること。
- 13 県内のほとんどの自治体の実施している建設国保への補助を復活すること。（63自治体中、未実施は春日部市など16自治体）
- 14 「心の健康センター」を設置し、青年のひきこもり対策を進めること。
- 15 アスベストによる健康被害を救済するため、下記のことを医療機関に働きかけること。

建設労働者の肺の疾患は、必ずアスベストを疑って問診・治療にあたること。

診察に当たって使用する問診票については、職業欄や過去の職歴などの項目を設け、職業性の肺の疾患が想定できるようにすること。

市立医療センター内のケースワーカーとも連携をとり、労災申請の援助ができるようにすること。

市立医療センターや医師会などで、医師や看護師、職員を対象としたアスベスト問題の研修会などをおこなうこと。

(8) 生活保護制度等の充実

- 1 生活保護の基準引き下げを行わないよう国に働きかけるとともに、下記のようにすること。

「生活保護のしおり」、申請用紙を窓口に備え、申請しやすくすること。

ケースワーカーを増員し、憲法25条（生存権）の精神をいかした研修を行い、親切できめ細かな指導・援助をおこなうこと。

生活保護の老齢加算をもとにもどし、冬季加算を継続するとともに、夏季加算を新設するよう国にはたらきかけること。エアコンの電気代補助を行うこと。

病院への移送費、病院への看護等への交通費を全額支給すること。

近親者の死去に通院・葬儀への交通費を支給できることを周知すること。特急料金等を含む全額を支給すること。

ケースワーカーを増やし、母子家庭等への対応をおこなうこと。

冷蔵庫、洗濯機、エアコン、レンジなどの生活に欠かせない器具の買い換えに必要な経費を支給すること。また、緊急な場合は貸し出しすること。

毎月の保護費の支給内容をわかりやすくすること。

プライバシーを侵害するような資産調査はしないこと。

2 生活保護の受付・相談・申請は、生活支援課の窓口で直接おこなうこと。

3 福祉総合窓口は、市の職員が相談にあたること。

4 緊急生活つなぎ資金融資制度を市が設けること。また、小口福祉貸付金は5万円以上にし、対象を拡大すること。

5 ホームレスの緊急保護をすすめ、民間アパートなどを借り上げて住宅を確保すること。また、無料低額宿泊所へのあっせんはやめること。病気治療・就労斡旋など自立支援をすすめること。

(9) 市民生活の充実

1 市営住宅は、下記のようにすること。

民間アパート、武里団地、小淵団地などの借り上げも含め、市営住宅を増設すること。

低廉な家賃にすること。

連帯保証人は不要とすること。

藤塚根郷住宅にエレベーターを設置し、駐車場に複数台の使用を認めること。

2 ホームレスの緊急保護をすすめ、民間アパートなどを借り上げて住宅を確保すること。また、無料低額宿泊所へのあっせんはやめること。病気治療・就労斡旋など自立支援をすすめること。

3 福祉総合窓口は、市の職員が相談にあたること。

- 4 バリアフリーのまちづくりをすすめること。特に、公共施設のバリアフリー化をいそぐこと。
- 5 「福祉サービス苦情処理委員会」をつくること。
- 6 傾聴ボランティア養成講座を開設すること。

【3】地震・水害・放射能汚染対策の強化

- 1 近年の、台風、豪雨、竜巻などの災害状況に合わせて、絶えず「地域防災計画」を見直し、市民が安心して生活できる、災害に強いまちづくりをすすめること。
- 2 水害での被災者救援については、下記のように対応すること。
 - 速やかに現地に赴き、被災住民の声を聞き、被害の実態を把握すること。
 - 被災者あるいは被災業者には消毒や清掃などを速やかにおこない、見舞金制度を紹介すること。
 - 被災ゴミについては、粗大ゴミも含めて、市が引き取り処分すること。
 - 被災した業者に対しては、市独自の融資制度を創設し対応すること。
- 3 水害多発地域ごとの緊急対策を講ずること。
 - 水害発生が危険視される場合は、職員が多発地域に赴き、土嚢の設置、家具の高所避難など住民の要望に対応できるようにすること。
 - 警察と協力し、多発地域の車両の通行規制をおこなうこと。
 - 多発地域の車両避難の際、駐車違反とならないよう、市から警察に理解を求めて、特別駐車証発行などの対策を講ずること。
 - 「100ミリ安心プラン」だけでなく、多発地域の抜本的な河川改修をおこない、排水溝を大きなものにして、一時貯留できるようにするなどの対策を早急におこなうこと。
 - 集中豪雨が予想されるときは、事前に市民に対して、防災行政無線などを使って状況を知らせ、協力を呼びかけること。
- 4 自主防災組織の育成・充実をおこない、必要な備品などを拡充すること。
- 5 避難所運営マニュアルについて、自主防災組織や福祉避難所などと事前に協議をしておくこと。
- 6 地震災害に強いまちづくりのため、下記のようにすること。
 - 公共施設の耐震化をすすめること。特に、IS値が低い、武里・豊野・浜川戸消防分署の建てかえを早急に行うこと。
 - 民間住宅への市内業者への発注を前提とした耐震診断と、耐震工事への補助制度を充実すること。
 - 木造住宅については、建築基準法の改正によって変わった2000年（平成12年）以前を対象とすること。
 - 幹線道路沿いの建物等への耐震化をすすめること。

- 7 65歳以上が対象の「家具転倒防止器具設置促進事業」の周知をはかり、全市民を対象とすること。また、申請を簡略化すること。
- 8 防災備品の整備や水・食料・毛布、ブルーシートなどを、災害時に不足することのないように拡充すること。
- 9 障害者・高齢者が災害時に安全に避難できる施設とシステムをつくるとともに、医療依存度の高い在宅患者の電源確保ができるようにすること。また、女性と子どもの人権に配慮した施設にすること。
- 10 国に対して、東海第二原発の再稼働中止、原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換を要求すること。
- 11 放射線量を、すべての学校・幼稚園・保育所・公園などで定期的に綿密に測定し結果を公表すること。また、土壌の放射性物質検査をおこなうこと。
- 12 放射能による健康被害を防ぐため、東日本大震災による東京電力福島第一原発による事故時の子どもの甲状腺検査を実施するとともに、小中学校の健康診断を重視すること。
- 13 学校・保育所の給食については、食前に放射線測定をおこない、安全なものを使用すること。
- 14 防災行政無線は、市内全域で聞こえるようにすること。希望する世帯等に子機の設置を検討すること。また、学校の授業などに支障がないようにするとともに、設置目的にそった使い方とすること。
- 15 災害時に、障害者とその家族が通院や買い物等ができるようにするなど、障害者へのきめ細やかな災害時サポート体制を講ずること。また、災害時でも聴覚障害者・手話通訳者であることが一目でわかるためにベストを配布し着用してもらうようにすること。

【4】良い生活環境をつくるために

(1) まちづくり

- 1 早急に、竹ノ塚駅仮設地下自由通路などを参考にして春日部駅に地下の「東西自由通路」を建設すること。春日部駅構内通行費用負担制度は、利用しやすくするため、入場券を事前に10枚配布すること。
- 2 春日部駅周辺にかたよった「中心市街地まちづくり計画」を見直し、古い既成市街地の整備を住民の意向を尊重しつつすすめること。
- 3 消防職員の増員、消防水利の整備、上下水道の耐震化など、災害に強いまちづくりをすすめること。

- 4 都市再生機構(旧住宅都市整備公団)に対して、家賃値上げに反対するとともに、エレベーターの設置や高齢者の下層階への住み替えの促進、若い世代の入居促進を要請すること。
- 5 新婚世帯には、家賃補助をおこなうこと。
- 6 中高層建物にかかわる日照権問題、工事協定等は住民の立場に立って開発業者を指導すること。
- 7 マンション管理問題に対して市の相談窓口を設け、マンション特有の問題の解決のための施策を講ずること。
- 8 市内のマンション建設にあたっての民間検査機関による建築確認の実態を調査し、対策を講ずること。
- 9 市内バス路線の拡充をはたらきかけること。豊野方面路線バスの春日部駅西口行きを復活すること。内牧地域への増便をはかること。
- 10 春バスは、市民の意見をきいて、市内のどの地域からでも市役所・市立医療センターに行けるよう、下記のように拡充すること。
 - バス台数を増やし、全路線で日曜日も含めて毎日運行すること。
 - 路線の延長と拡大をはかり利便性をはかること。
 - 運行頻度を高め、ニーズにあったダイヤ改正をおこない、通院や買い物に使えるようにすること。
 - 停留所を増やすこと。
 - 高齢者・子どもは無料とすること。
 - 利用料金を引き下げること。
 - タクシー業界ともよく話し合うこと。
 - タクシー利用補助制度などをつくり、デマンド交通をすすめること。
- 11 公衆トイレは、多機能トイレにすること。
- 12 各駅に自転車整理員を配置、増員して駅前の放置自転車をなくすとともに駅前の清掃をおこなうこと。
- 13 「緑の保全と緑化の推進に関する条例」を充実させ、緑と自然を守るために、下記のようにすること。
 - 緑道整備計画を促進すること。
 - 歩いて行ける身近な公園を増やし、清掃予算を十分確保して、除草回数を増やしてきれいにする。
 - 公園にトイレと時計を設置すること。
 - 内牧を「緑地保全地域」とし、緑と農地、歴史を生かした自然歩道をつくること。
 - 古利根川遊歩道にトイレを増やし、安全のために外灯をつくること。
- 14 生活道路の拡幅、整備をすすめること。特に春日部地域と庄和地域との格差の解消につとめること。
- 15 南桜井駅までの複線化をすすめること。
- 16 南桜井駅前整備による新たな危険と不便を解消すること。

- 17 一ノ割駅は、早期に「橋上化」すること。それまでの間は、障害者などが通れる通路をつくること。
- 18 商工振興センター跡地は、地元住民、商工業者の意見を聞き、東口のにぎわいを取り戻すためのまちづくりの拠点とすること。
- 19 牛島の市営住宅跡地は、民間に売却せず、サッカーができるようにするとともに、子どもたちが自由に遊べるよう整備すること。

(2) 環境問題

- 1 市内の大気・土壌・水のダイオキシン調査を引き続きおこない、対策を強めること。
- 2 ごみの有料化はしないこと。
- 3 ごみの減量化、再資源化に向けて取り組みを促進すること。
- 4 ゴミ収集所はダストボックス方式とステーション方式の選択制を継続し、設置にあたっては公費で負担すること。散乱防止対策を講ずること。
- 5 複数の新築にあたっては、ゴミ収集所を確保するよう建設業者を指導すること。
- 6 家庭の粗大ゴミは無料にもどすこと。家電リサイクル法による、市民・中小電器店の負担を減らすよう国に要求すること。
- 7 環境センターのプール建設予定地に温水プールや健康・ふれあい、いこいの複合施設を早期につくること。
- 8 市の公用車に電気自動車等の低公害車を増やし、太陽光や雨水の利用など、地球環境を守る施策をすすめること。
- 9 イヌ・ネコの糞公害をなくし、飼育モラルの向上・啓発に努めること。不妊手術補助制度を復活させること。
- 10 野良猫をなくすために、県の補助制度を活用し、「地域ねこ活動(保護、去勢、避妊など)」を促進すること。
- 11 アスベストの撤去工事に際して、必要な費用補助をすること。民間施設へも指導すること。
- 12 アスベストによる健康被害をなくすため、下記のようにすること。
アスベスト使用建物の解体・修理、廃棄物処理をはじめ、徹底したアスベスト粉塵対策を講じること。及び、関係業界、業者に対する十分な監督、指導をおこなうこと。
高額となるアスベスト使用建物の解体に、調査費用、解体費用の補助をおこなうこと。

アスベスト使用建物の調査をおこない、ハザードマップを作成すること。

- 13 スズメバチの巣の駆除、ハクビシン等の捕獲等を要望に応じて市が無料でおこなうこと。
- 14 クリーン推進委員への手当を復活すること。
- 15 地球温暖化対策、原発に頼らないエネルギー確保のため、公共施設に太陽光発電設備など再生可能エネルギーの設置をすすめること。
- 16 火災報知器の設置を促進するため補助制度をつくること。
- 17 すべての駅周辺を禁煙とするとともに、美化活動に努めること。

(3) 河川対策

- 1 県に対して古隅田川・新方川・中川の浚渫をおこなうようはたらきかけること。中小河川の浚渫・川の自然を取り戻す整備をすすめ、清流をよみがえらせること。
- 2 側溝の定期清掃をおこなうこと。
- 3 県や上流・下流の自治体と協議して、古利根川等のゴミの不法投棄をなくし、清流の回復に努めるとともに、堤防を生態系を生かした緑地・緑道として活用すること。
- 4 公共下水道の整備を促進するとともに、受益者負担金や下水道料金の引き下げをおこない、住民負担を軽くすること。
- 5 河川の除草を定期的に行い、一級河川の除草の回数を増やすよう県に働きかけること。
- 6 長年浚渫が行われなていない中小河川を改修すること。

(4) 道路整備など

- 1 道路補修予算を大幅に増やして、傷んでいる道路の舗装をおこなうこと。また、軽微な道路の改修をおこなう作業員を配置するとともに、道路パトロールをふやすこと。
- 2 側溝にフェンスやふたをして、安全をはかること。側溝未整備箇所を計画的に整備すること。特に大沼、庄和地域の側溝を整備すること。

- 3 通学路の整備をすすめ、児童・生徒の安全を守るとともに、交通指導員を増員し、その身分保障をすること。また、通学路整備予算を組み、必要箇所の整備を急ぐこと。
- 4 歩道のデコボコをなくし、安全に歩行できるようにすること。
- 5 街灯、道路照明灯、カーブミラー、ガードレール、点滅式センターブロック等の増設を私道部分も含めてすすめること。
- 6 車道と歩道の分離をすすめること。ウォーキングやジョギングに利用できる歩行者専用道路を増やすこと。また、自転車専用の路線(帯)を計画的に整備すること。
- 7 「内出大踏切」に歩行者、自転車用の地下道をすぐに建設すること。「団地大踏切」など危険な踏切を改修すること。
- 8 春日部駅東口のタクシー乗り場に屋根をつくること。
- 9 4号・16号国道の騒音、振動、排気ガス対策をすすめること。事故多発交差点の改良をすすめること。
- 10 県道の改良、歩道の整備、信号機設置などを県に要求すること。
- 11 ゆりのき橋周辺の交通渋滞の解消をはかること。また、4号国道からゆりのき橋までの間に手押し式信号付きの横断歩道を増やすこと。
- 12 藤塚米島線は、地元住民の強い要望である大型車両通行規制をおこなうよう春日部警察署に働きかけ、実現をはかること。
- 13 老朽化した橋りょうの耐震化、かけ替えを計画的におこなうこと。
- 14 豊春駅から国道16号までの狭くて危険な道路の整備をおこなうこと。
- 15 国道16号八丁目交差点(歩道橋)から、県道の手押し式信号機までの幸松小学校の通学路に歩道をつくり安全にすること。
- 16 粕壁小学校の通学路である春日部女子高校北側の道路に歩道を整備して安全にすること。
- 17 県道春日部・松伏線の赤沼地域は大型通行規制の解除にあたっては、安全対策を十分に講じると共に、住民の要望にそって実施すること。当面は取り締まりを強化して安全にするよう警察に要求すること。
- 18 赤沼地域の産業団地の建設に当たっては、住民の要望を十分に聞いて進めること。

【5】市民の教育権を保障し芸術、文化、スポーツの民主的発展のために

(1) 学校教育

- 1 小中学校の大規模校の解消を急ぐこと。また、国に、20人以下学級にするよう強く働きかけるとともに、市独自に少人数学級にするよう努力すること。

- 2 教職員を大幅に増やし、多忙化を解消し、ゆきとどいたきめ細やかな教育ができるようにすること。
- 3 子どもの人権を尊重する教育を行うとともに、スクールカウンセラーを配置し、さわやか相談員・地域相談員を拡充し、いじめ・不登校対策を充実すること。
- 4 老朽化した小中学校施設の建て替えを計画的に行うこと。また、改修・改築を引き続き実施し、校舎などの雨漏り、水漏れをなくすこと。耐震補強によって暗くなった教室の照明を基準以上にすること。
- 5 理科室、調理室、被服室、美術室、技術室、家庭科室、音楽室など特別教室と、体育館にエアコンを、早急に設置すること。
- 6 教職員用トイレも含め、すべてのトイレを全面改修して臭い等をなくし、洋式にすること。
- 7 児童・生徒の机とイスを、毎年50セット程度各校に新しいものを配布し、ロッカーを大きく新しいものに改修すること。
- 8 中学校の普通教室の古い黒板を新しくするとともに、テレビ・ビデオを設置するとともに、CDプレーヤー、DVDなどの視聴覚機器を整備すること。
- 9 義務教育無償の原則にしたがい、学級費や教材費などの父母負担はなくすこと。
- 10 学校予算を大幅に増やし、不足する消耗品、備品を充実すること。PTA予算などで補わないこと。
- 11 小中学校給食の調理民間委託をやめ、直営方式にすること。庄和地域の学校給食も自校調理方式とし、栄養教諭を配置すること。また、小・中学校全校に栄養士を配置すること。老朽化した給食施設を建て替えること。
- 12 学校給食食器は、安全で食文化を高めるものを使用すること。食品はできるだけ冷凍食品はさけ、安全な地場農産物とすること。
- 13 給食費を無償とすること。
- 14 就学援助の基準を生活保護基準の1.5倍とし、PRをおこない、遠足・社会科見学・宿泊学習など適用範囲を拡大すること。国に対して準要保護に対して2分の1の補助をするよう要求すること。
- 15 「春日部市未来を育む奨学金」はやめ、給付制の奨学金制度をつくること。
- 16 入学準備金の限度額を引き上げ、保証人をなくすなど、借りやすい制度とすること。中学校の制服購入の援助をおこなうこと。
- 17 学校警備員を配置すること。児童の登下校時の安全確保のために、スクールバスの運行も含めて抜本的な安全対策を講ずること。

- 18 障害児学級（特別支援学級）や、ADHD、LD、高機能自閉障害の児童が在籍する普通学級に市費の補助員を増員すること。その勤務時間は6時間として賃金を全額支給すること。
- 19 小中学校の養護教諭・事務職員を複数配置し、パート事務職員は常勤職員とすること。専任の学校図書館司書を全校に配置すること。また、調べ学習など授業で使う図書が買い揃えられるよう図書費を増額すること。
- 20 休暇や出張に対応でき、教育活動の充実のため担任外教員の加配をおこなうこと。
- 21 労働安全衛生法にもとづき、すべての学校に男女別の休憩室を設置すること。
- 22 外線電話が未設置の保健室をなくすこと。留守番電話を整備すること。
- 23 教師の教育上の自主的権限と、十分な研修を保障する措置を講ずること。
- 24 学校教育に「日の丸」「君が代」を強要しないこと。
- 25 教科書採択にあたって、教師・父母の意見を尊重すること。戦争を美化する教科書は採択しないこと。
- 26 義務教育費国庫負担制度を堅持するよう国に要求すること。
- 27 「全国学力テスト」に参加しないこと。結果は公表しないこと。
- 28 外国人の児童・生徒が在籍する学校には、専門教師を配置すること。AI通訳器を全校に配備すること。
- 29 学校統廃合にあたっては、住民の納得と合意をえること。
- 30 江戸川小中学校の「義務教育学校」は見直し、「小中連携教育」を重視した小中学校とすること。
- 31 教職員の事務を減らし、研究発表の強制はしないこと。
- 32 「ことばの教室」を庄和地域に開設すること。

- 33 部活動にかかる用具類などの保護者負担を減らすこと。また、大会参加するための選手登録料、交通費・宿泊費などは市で負担すること。
- 34 部活動は生徒にも教職員にも過重とならないようにすること。
- 35 運動会・体育祭での危険な競技はやめること。
- 36 教職員の勤務時間を把握するために設置されたICカードは、超過勤務をきちんと記録するようにすること。
- 37 学校のパソコンは、職員の意見を聞いて、利用方法を定めること。
- 38 就学指導委員会は、専門知識・経験が十分な教員とすること。
- 39 ギガスクールについては下記のようにすること。

パソコン等の機器の教室配置について、教職員の意見を尊重して進めること。

かつて活用されなかったLL教室のようになる恐れがあるため、専門職員を配置して、教員、児童・生徒が活用できるようにすること。

「読み、書き、計算」等の基礎学力が身に着けることのできる活用をすること。

児童・生徒の健康(視力、聴覚等)を害しないよう十分配慮すること。

家庭でのオンライン学習ができるよう整備すること。

- 40 江戸川小中学校の水泳指導は民間プールを利用していることに学び、学校の水泳指導は、学校以外のプールを利用することを検討すること。そのためにも、市が温水プールを早急に建設すること。
- 41 埼玉葛都市人権施策推進協議会主催の「教職員合同現地研修会」への参加はやめること。

(2) 社会教育など

- 1 通年利用できる市民温水プールを早急に建設すること。
- 2 公民館の利用は無料にすること。また、30分単位の利用を認めるとともに、受付時間を早くすること。
- 3 すべての公民館に社会教育主事を配置し、公民館活動を充実させること。「市民大学」など各種学習会や自主事業を大学・高校の教員、市内在住の文化人の協力を求めて開くこと。また、夜間講座を開き、手話通訳者も配置すること。
- 4 市民文化会館などで、すぐれた文化・芸術・音楽・演劇などを市民が享受できるように市が主催・共催・後援するとともに、教育の一環で学校が使用する場合は無料にすること。
- 5 予算を大幅に増やし、公民館・集会所の維持管理・修繕を適切におこなうとともに、備品の更新をおこなうこと。特に下記については早急に実施すること。
 - 調理室でお湯が使えるようにし、調理器具は買い換えること。
 - 地区第2公民館にも印刷機・コピー機を設置すること。フリースペースにもエアコンがきくようにすること。
 - 洋式トイレ、手すり、エレベーターを設置すること。
 - 痛んだ畳や卓球台を新しくすること。
 - エアコンは壊れたらすぐに直すこと。
 - ホワイトボードをすべての部屋に設置すること。
 - 正風館の出演者用のトイレは早急に洋式にすること。
 - 感染症防止のため網戸を設置すること。
 - WiFi が使えるようにすること。
- 6 体育施設整備基本計画の策定にあたっては、市民の声を十分きくこと。体育施設の「指定管理」はやめ、市民だれもが利用できるスポーツ施設拡充し、下記のようにすること。

- 芝のサッカー場、全天候型の陸上競技場を建設すること。
- 小学校の体育施設の一般開放を充実させること。
- 校庭の夜間照明設備は無料とすること。
- スポーツ施設の使用料は値上げまえにもどすこと。
- 総合体育館の利用料は低くおさえ、利用の促進をはかること。
- 庄和体育館の洋式トイレを増やし、卓球室にエアコンを設置し、トレーニング室に指導員を配置すること。
- ウイングハットのトレーニング室に「回数券」を導入すること。
- 7 教育センター・視聴覚センターを市民が利用しやすいものとする。また、教育相談を充実させること。
- 8 民俗文化財の収集、埋蔵文化財の発掘をすすめ、郷土資料館を充実させること。また、文化財に説明板を設置するとともに、伝統芸能の保護育成につとめること。
- 9 美術館を建設すること。
- 10 図書館への「指定管理」はやめ、直営に戻して充実するために下記のよう
にすること。
 - 図書館分館計画をつくり、計画的に建設をすすめること。
 - 図書館3館の雨漏りをなくすこと。
 - 図書館司書を増員し、館長は司書とすること。
 - 公民館での資料の受け取り、返却ができるようにすること。
 - 図書館だよりを充実し、新しく購入した図書の紹介など利用の促進につとめること。
 - 移動図書館をただちに再開すること。
 - 図書購入費を大幅に増額し、新しい蔵書を増やすこと。
 - 中央図書館の利用者は駐車場を時間制限なく無料にすること。
- 11 公民館、教育センターに閲覧用の新聞を置くこと。
- 12 庄和北部地域に大風会館と公民館の機能を生かした公的施設をつくること。

【6】地域産業の総合的発展・雇用の拡大・市民生活防衛を

- 1 消費税を引き下げるよう国に要求すること。水道、下水道、市立医療センターにかかる消費税はなくすこと。
- 2 中小業者の実態調査をおこない、必要な施策を講ずること。

- 3 市の公共事業は、市内業者でできることはすべて市内業者に発注すること。
- 4 分離、分割発注をふくめ、市の中小企業向け発注を増やすこと。
小規模工事登録制度は上限額を引き上げ、戸籍の添付を不要とすること。事務手続きの簡素化をはかること。
- 5 市内中小業者の仕事おこしを支援する緊急対策をおこなうとともに、生活密着型の公共事業を増やし、予定されている工事の前倒しなどをおこなうこと。
- 6 中小企業分野への大企業の進出をおさえること。請願 2 回と決議が採択されている住宅リフォーム助成制度をつくり、市内中小零細業者に受注機会を拡大すること。また、「空き家リノベーション助成制度」は市内業者に限定すること。
- 7 同業組合、協同組合などの組織化を支援し、市内業者の受注力強化をはかること。市の物品購入にあたっては、市内中小業者からの購入を拡大すること。
- 8 市の公共工事に際しては、下記のようにすること。
元請業者に対して、下請業者への不払い発生時の元請責任の明確化、前払金を受けた場合の下請業者への前払金の一ヶ月以内の支払いを義務づけ、実効あるものにする。
元請業者に対して下請契約を行う際には、市内業者が 5 割を下回らないよう条例化し、市内業者を使うよう指導すること。
施工体制台帳に二次下請契約について請負代金額の明示された請負契約書を添付すること。
設計労務単価にみあう賃金を支払うこと。
- 9 公契約条例を制定し、労働者・職人の賃金算定等には、人間らしく生活できる賃金等を保障すること。
- 10 商工業振興基本条例にしたがい、商店街・中小企業の活性化をはかること。
- 11 制度融資は、国保税の滞納者、税の分納者なども受けられるよう要件を緩和し、充実させること。銀行の貸し渋りを許さないこと。
- 12 中小企業への緊急融資、リストラなどで生活困難な労働者への緊急生活融資などを実施すること。
- 13 輸入米（SBS米）の受け入れをやめ、在庫になっている輸入米は海外援助などにまわし、国内の消費流通から隔離するよう国に要求すること。米価を支える政策（価格保障）を国に要求すること。また、米価の安定対策を国に働きかけること。
- 14 農業予算を総予算の 1%以上に増やし、市独自の農業振興を図ること。
農業に従事する後継者対策を強化し、農家への支援を充実すること。
学校給食に地元農産物活用率 30%をめざすこと。
完全米飯給食とすること。

- 地場産の農産物を育成するため、「地産地消」をいっそうすすめ、農産物直売所を農協と協力して増やすこと。
- 15 食育基本法を参考に、食と農への理解を深めるために食育教育をすすめること。
 - 16 環境の観点から、学校給食の残さなど生ゴミを堆肥化し、有機栽培を奨励して循環型農業を確立すること。
 - 17 市街化区域農地に対する固定資産税、相続税の大幅削減を国に要求すること。また、生産緑地制度による生産緑地の追加申請が容易にできるよう窓口の対応を親切におこなうこと。
 - 18 庄和地域の農業用の用排水路の整備・補修をおこなうこと。
 - 19 労働相談窓口を設けて、派遣労働や非正規労働者、パートタイマーなどの緊急の相談に応じること。
 - 20 消費生活上のトラブルや食品の安全などについて、市消費生活センターを充実し十分に市民の要望に応えること。また、多重債務者の相談窓口を開設すること。
 - 21 振り込みサギの被害にあわないようとりくむこと。
 - 22 ものづくりへの興味・関心を高めるため、小中学校で「木工教室」を実施すること。
 - 23 市の公共工事に際しては、2014年6月に制定された「担い手3法」（入契法、品格法、建設業法）に定められた自治体発注者としての責務を果たすこと。
 - 24 建設産業後継者の育成のため、「建設労働者確保育成助成金」の活用を図るとともに、「中小企業人材育成事業費補助金制度」を復活し充実すること。
 - 25 多額になっている内部留保金を活用し、水道料金を引き下げること。
 - 26 下水道料金は値上げ前に戻すこと。

【7】地方自治を拡充し住民参加の民主的地方行政をめざして

- 1 地方自治破壊をもたらす「地域主権改革」に反対すること。
- 2 自治基本条例は、市民の意見をよくきいて充実させること。
- 3 市民の負担を増やし行政サービスを低下させる「行財政改革」をやめ、住民本位の効率的な行政改革をすすめること。
- 4 市税滞納者への納税相談は親身におこない、人権無視の差し押さえはやめること。延滞金の率を引き下げること。民間の納税催告センターへの委託はやめること。

- 5 マイナンバー制度の廃止を国に要求すること。
市民や団体の声を直接よく聞くとともに、市長への手紙、市民アンケート、予算広聴会、地区別懇談会、ホームページへの意見・要望などで市民の要望を市政に反映できるようにすること。
- 7 パブリックコメント（市民意見提出制度）にあたっては、事前に市民説明会を行うこと。また、公民館等に設置する資料を貸し出しできるようにすること。
- 8 庄和総合支所、市役所連絡所、出張所を充実させ利用しやすくすること。
- 9 市長・議員は企業・団体から献金を受け取らない条例を制定し、市長と副市長、議員の資産を公開すること。
- 10 必要な職員を正規で配置するとともに、職員研修の充実で市民窓口サービスを向上させること。特に、福祉関係窓口の職員は継続性・専門性を重視すること。
- 11 臨時職員の時間給を直ちに1000円に引き上げること。
- 12 「男女共同参画推進条例」にもとづき、各種審議会や管理職への女性の比率を高めるなど、その精神をいかしたとりくみをおこなうこと。
- 13 市職員の組合活動、政治活動を保障し、パワハラ・セクハラ・いじめのない職場にし、行財政への提言や点検が積極的におこなえるようにすること。消防職員の団結権をみとめること。労働安全衛生法にもとづいて職場の環境を整備すること。
- 14 職員の給与その他の労働条件については、団体交渉と妥結内容を尊重すること。サービス残業はさせないこと。未払いの残業手当は早急に支払うこと。
- 15 人権教育に名を借りた同和教育はおこなわないこと。総合振興計画の「同和教育」を削除すること。年々華美になっている埼葛都市人権施策推進協議会主催の「人権を考えるつどい」への参加はやめること。
- 16 「春日部市非核平和都市宣言」の広告塔を駅前などに設置するとともに市庁舎や庄和総合支所に垂れ幕を設置し、名実ともに市民のなかに定着するよう、平和事業など市民の立場で積極的に展開すること。
- 17 核兵器禁止条約に署名するよう国に要求すること。
- 18 オスプレイの撤去を国に要求すること。
- 19 旧庄和町で長年続けられてきた「平和フェスティバル」は充実すること。また、教育センター内に平和資料展示コーナーをつくること。県の平和資料館の見学を充実するとともに、中学生を広島平和式典に派遣すること。
- 20 広報への自衛官募集の掲載をやめること。
- 21 女性の人権を侵害する所得税法第56条は廃止するよう国に働きかけること。
- 22 高額な市長の退職金、および市長公用車は見直すこと。

- 23 団体等の行事に対して、市が共催・後援するにあたっては、思想・信条の自由を保障すること。
- 24 市民活動センター、男女共同参画推進センターの「指定管理」はやめ、直営に戻すこと。
- 25 市役所新庁舎の建設にあたっては、市民の意見をよくきき、華美なものせず、機能的なものにすること。
- 26 公民館や保育所、学校などで壊れた備品の購入がすぐできるようにすること。また、壊れそうな備品は計画的に買い替えること。

【 8 】地方財政を改革し、自主財源を充実するために

- 1 2019 年度決算における 99 億円の基金を市民の福祉・くらし充実、市民サービスの向上のために活用すること。
特に、2010 年度に削減された福祉やサービスをもとにもどすこと。
- 2 地方交付税などの増額を国に強く要求すること。地方交付税制度を堅持し、地方への財源移譲をはかること、福祉・教育にかかる国庫補助・負担を元に戻し、堅持することを国に要求すること。
- 3 徴税強化、民間委託の推進、職員の削減・賃金引き下げ、市民への負担増や福祉切り捨てはしないこと。
- 4 利率の低い地方債発行のために、入札制度を活用すること。また、地方債の繰り上げ償還・低利借り換えができるよう国に要求すること。
- 5 病院・水道事業に対する国の補助を要求すること。
- 6 税の優遇措置の多い大企業には、法人市民税、固定資産税の課税を強化すること。
- 7 固定資産税の評価がえは、「収益還元方式」の課税方式とし、市民生活に必要な土地や家など生存的資産に課税しないこと。
- 8 公正、透明、競争性を確保した入札・契約制度を確立すること。一般競争入札を拡大すること。

2021年度予算要求書の重点項目について

2020年11月9日 日本共産党春日部市議団

【1】新型コロナウイルス感染症対策の強化

感染拡大防止対策の拡充と、地域経済への支援

【2】保健・福祉の充実

(1) 介護保険の充実

3 基金を活用して、低所得者の介護保険料を引き下げ、所得段階をさらに細分化すること。

(2) 高齢者福祉の充実

- 17 虚弱な高齢者、運転免許返納者に福祉タクシー券を支給すること。
- 18 難聴者に対する補聴器購入の補助制度をつくること。

(3) 国民健康保険の充実

2 高すぎる国保税は、1人1万円引き下げるとともに、子どもの均等割(年4万4100円)を減免すること。また、多子世帯への軽減をおこなうこと。

(4) 児童福祉の充実

3 0から2歳児の保育料を無料にするとともに、3から5歳児の給食費を無償とすること。

11 放課後児童クラブの指定管理者制度はやめ、直営にして下記のようにすること。

支援員は、週40時間勤務の正規職員とし、複数配置するとともに、児童25人に1人を配置すること。

(5) 障害者福祉の充実

2 障害者支援施設(入所施設等)をつくること。市が積極的に民間事業者に働きかけて土地の提供や資金援助など、十分な支援をおこない建設を促進すること。

(6) 市立医療センターの充実

4 救急体制の充実、精神科、障害児・者の受け入れなど、すべての市民が安心して利用できる病院にすること。

(7) 健康・保険の充実

2 「特定健康診査」は、無料とすること(40~74歳1100円、75歳以上800円)。

8 インフルエンザ予防接種を無料とすること。

(8) 生活保護制度等の充実

生活保護の老齢加算をもとにもどし、冬季加算を継続するとともに、夏季加算を新設するよう国にはたらきかけること。エアコンの電気代補助を行うこと。

4 緊急生活つなぎ資金融資制度を市が設けること。また、小口福祉貸付金は5万円以上にし、対象を拡大すること。

(9) 市民生活の充実

民間アパート、武里団地、小淵団地などの借り上げも含め、市営住宅を増設すること。

【 3 】 地震・水害・放射能汚染対策の強化

5 水害多発地域ごとの緊急対策を講ずること。

【 4 】 良い生活環境をつくるために

(1) まちづくり

1 早急に、竹ノ塚駅仮設地下自由通路などを参考にして春日部駅に地下の「東西自由通路」を建設すること。春日部駅構内通行費用負担制度は、利用しやすくするため、入場券を事前に10枚配布すること。

9 市内バス路線の拡充をはたらきかけること。豊野方面路線バスの春日部駅西口行きを復活すること。内牧地域への増便をはかること。

10 春バスは、市民の意見をきいて、市内のどの地域からでも市役所・市立医療センターに行けるよう拡充すること。

タクシー利用補助制度などをつくる。

(2) 環境問題

7 環境センターのプール建設予定地温水プールや健康・ふれあい、いこいの複合施設を早期につくること。

(3) 河川対策

6 長年浚渫が行われなていない中小河川を改修すること。

(4) 道路整備など

1 道路補修予算を大幅に増やして、傷んでいる道路の舗装をおこなうこと

【5】市民の教育権を保障し芸術、文化、スポーツの民主的発展のために

(1) 学校教育

- 1 国に、20人以下学級にするよう強く働きかけるとともに、市独自に少人数学級にするよう努力すること。
- 13 給食費を無償とすること。

(2) 社会教育など

- 1 通年利用できる市民温水プールを早急に建設すること。
- 2 公民館の利用は無料にすること。
- 5 予算を大幅に増やし、公民館・集会所の維持管理・修繕を適切におこなうとともに、備品の更新をおこなうこと

【6】地域産業の総合的発展・雇用の拡大・市民生活防衛を

- 6 中小企業分野への大企業の進出をおさえること。請願2回と決議が採択されている住宅リフォーム助成制度をつくり、市内中小零細業者受注機会を拡大すること。

【7】地方自治を拡充し住民参加の民主的地方行政をめざして

- 9 公契約条例を制定し、労働者・職人の賃金算定等には、人間らしく生活できる賃金等を保障すること。11 臨時職員の時間給を直ちに1000円以上に引き上げること。
- 15 サービス残業はさせないこと。未払いの残業手当は早急に支払うこと。

【8】地方財政を改革し、自主財源を充実するために

- 3 徴税強化、民間委託の推進、職員の削減・賃金引き下げ、市民への負担増や福祉切り捨てはしないこと。

